仙台市発注工事における実施証明書発行事務要領

（令和２年１月 10 日都市整備局長決裁）

（総則）

第１条 この要領は、仙台市が実施する工事の実施証明書の発行について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　工事実施証明書とは、対象工事を実施したことを証明する書類をいう。

（対象工事）

第３条 工事実施証明書発行の対象工事は、「仙台市ＩＣＴ活用工事実施要領」に基づき実施するＩＣＴ活用工事とする。

（工事実施証明書の発行）

第４条 工事実施証明書の発行を希望する受注者は、対象工事の完成検査に合格後、合格通知日から半年以内に別紙１に必要事項を記入し、都市整備局長あて申請するものとする。ただし、申請は１工事あたり１回のみとする。

２ 都市整備局長は、前項に定める申請書の受理後、対象工事の実績等を確認したうえで速やかに工事実施証明書を発行するものとする。

３ 受注者が共同企業体の場合は、全ての構成員に対して発行することができる。

（工事実施証明書の様式）

第５条 工事実施証明書は、別紙２によるものとする。

（実施証明書発行履歴の管理）

第６条 工事実施証明書を発行した履歴については、別紙３により適切に管理を行うものとし、発行した証明書は写しを保管しておくものとする。

（工事実施証明書の再発行）

第７条 発行済みの証明書については、前条の実施証明発行履歴を確認した上で再発行することができる。

附 則（令和２年１月 10 日）

この要領は、令和２年１月 15 日から実施する。

附 則（令和５年３月 31 日）

（実施期日）

１　この改正は、令和５年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　改正後の規定は、この改正の実施の日以後に完成した工事から適用し、同日前に完成した工事については、なお従前の例による。

附 則（令和８年10月８日）

（実施期日）

１　この改正は、令和８年10月８日から実施する。

（経過措置）

２　改正後の規定は、この改正の実施の日以後に完成した工事から適用し、同日前に完成した工事については、なお従前の例による。